

第17期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2021年6月24日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー
セガサミーグループ本社“GRAND HARBOR”
11階 講堂「LIGHTHOUSE」

ご来場の際は、裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場をお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へ
お土産及び懇親会のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

郵送・インターネットによる議決権行使期限

2021年6月23日（水曜日）午後6時



<https://s.srdb.jp/6460/>

パソコン・スマートフォン等をご利用の方は、本招集ご通知の主要コンテンツをこちらからもご覧いただけます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため株主総会当日のご来場を見合わせ、書面又はインターネットにより議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

目次

■ 第17期定時株主総会招集ご通知	3
■ 株主総会参考書類	
第1号議案：取締役8名選任の件	9
第2号議案：監査役3名選任の件	18
第3号議案：補欠監査役1名選任の件	23
第4号議案：取締役に対する譲渡制限付 株式報酬制度改定の件	25
添付書類	
■ 事業報告	
1 企業集団の現況に関する事項	30
2 株式に関する事項	42
3 会社役員に関する事項	43
■ 連結計算書類	
連結貸借対照表	49
連結損益計算書	50
■ 計算書類	
貸借対照表	51
損益計算書	52
■ 監査報告書	
連結計算書類に係る独立監査人の 会計監査報告	53
独立監査人の会計監査報告	55
監査役会の監査報告	57

以下の事項については、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。

■ 事業報告

当社の新株予約権等に関する事項
会計監査人に関する事項
業務の適正を確保するための体制
及びその運用状況の概要

■ 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

■ 計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

※監査役会が監査した事業報告、並びに会計監査人及び監査役会が監査した連結計算書類及び計算書類は、当社ウェブサイトに掲載している上記書類を含みます。



当社ウェブサイト

[https://www.segasammy.co.jp/
japanese/ir/stock/meeting/](https://www.segasammy.co.jp/japanese/ir/stock/meeting/)



株主の皆様へ

「感動体験」を通じて 社会から求められる企業づくりを目指してまいります。

株主の皆様には、平素よりセガサミーホールディングス株式会社並びにセガサミーグループ各社に格別のご支援ご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に罹患された皆様に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い回復と感染の早期終息をお祈り申し上げます。

本紙面では、株主総会の議案と当社グループの企業活動について掲載しておりますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます。

私たちが手掛けるエンタテインメントビジネスは、社会に対する「正」の部分だけでなく、「負」の側面も指摘される産業です。特に昨今の新型コロナウイルス感染症拡大等、災禍においては不要不急ビジネスとも言われ存在価値そのものを問われました。しかし、私たちは、「負」を上回る「正」としての「感動体験」、すなわちエンタテインメントの本質である「お客様の期待以上の価値を提供し続ける」ことで社会から認められる存在であり続けると確信しています。

エンタテインメントには心を豊かにするだけではなく、社会も未来もより良い方向へ向かわせる底知れないパワーがあります。私たちはこれまでも困難に直面した時、大きな壁にぶつかった時、感動体験を通じて日々の癒しや明日への活力を見出してきました。情報通信技術の発展や、社会情勢が目まぐるしく変化する現在においても、このエンタテインメントの持つ力、本質は変わりません。

人間にしかできない“感動”というかけがえのない体験。まだ世界の誰も知らない感動体験で、世界中をアツと言わせたい。そして人々を前向きにし、社会に元気をあふれさせたい。セガサミーグループはエンタテインメントを通じて社会から求められる存在であり続けるため、これからもグループ一丸となって邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後も当社グループへより一層のご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

代表取締役社長グループCEO
里見 治紀



証券コード 6460

2021年6月3日

株 主 各 位

東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー

セガサミーホールディングス株式会社

代表取締役社長 里 見 治 紀

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限りご出席を見合わせていただき、郵送（書面）又はインターネットにより議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月23日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時

2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所

東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー
セガサミーグループ本社“GRAND HARBOR”11階 講堂「LIGHTHOUSE」
（裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項：1.第17期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第17期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

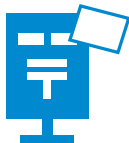
決議事項：第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

以 上

- ◆当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◆株主様でない代理人及びご同伴の方等、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。
- ◆株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◆決議の結果は、決議通知に代えて臨時報告書を当社ウェブサイトに掲載いたします。
- ◆株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトでお知らせしますのでご確認ください。
（当社ウェブサイト <https://www.segasammy.co.jp/japanese/ir/stock/meeting/>）

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

書面で 議決権を行使する方法



インターネットで 議決権を行使する方法



当日ご出席される場合

株主総会に出席して 議決権を行使する方法



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

2021年6月23日（水曜日）
午後6時到着分まで

2021年6月23日（水曜日）
午後6時完了分まで

2021年6月24日 (木曜日)
午前10時

議決権行使書		議決権に関する質問	
〇〇〇〇株式会社	御中	第1の号	賛成
株主総会 第 議決権の数		第2の号	賛成
		第3の号	賛成
		第4の号	賛成

私任上開関係の株主株主総会（取締役会または委員会を含む）の議決に
つき、上記（賛成を○で表示）のとおりに議決権行使を行います。
年 月 日

（ご注意）
当社は、前記
に本賛書の内容
を記載した文書
を提出するに
あたって、本
賛書について
記載事項が正
しかったこと
をあらかじめ
保証いたしません。

〇〇〇〇株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 → 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対の場合 → 「賛」の欄に○印をし、反対の候補者の番号をご記入ください。

第3・4号議案

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 → 「否」の欄に○印

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面又はインターネットにより議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内にしたがって行使していただきますようお願いいたします。

行使期限

2021年6月23日(水曜日)

午後6時完了分まで

※お早目の行使をお願いいたします。



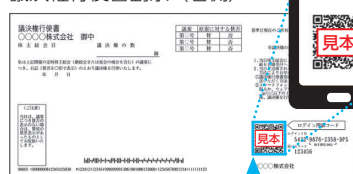
QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

① QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

議決権行使書副票(右側)



「ログイン用QRコード」はこちら

② 議決権行使方法を選ぶ

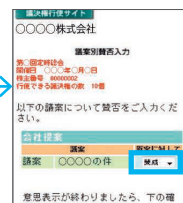
議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



議案の詳細はこちら!
「ネットで招集」に
リンクされています!

③ 各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択する。



画面の案内にしたがって
行使完了です

2回目以降のログインの際は…
右ページの記載のご案内にした
がってログインしてください。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

議決権行使に関するよくあるご質問

Q 書面とインターネットの両方で議決権を行使した場合、どちらが有効ですか？

A インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

Q インターネットにより複数回にわたり議決権を行使した場合、すべて有効ですか？

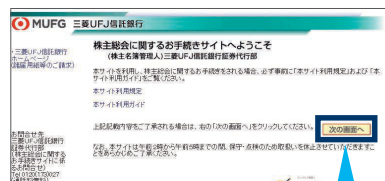
A 複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

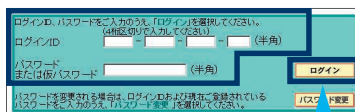
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



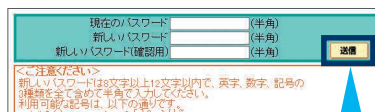
「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力



「送信」をクリック

以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください

ご利用上の留意点

●議決権行使サイトのお取り扱い

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによって実施可能です(午前2時から午前5時を除く)。

●通信に関する条件

1. インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。
2. 議決権行使サイトをご利用いただく際に発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。

●パスワードのお取り扱い

株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなります。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

インターネットによるライブ配信/ご質問受付/招集ご通知の閲覧/受取のご案内



ライブ配信のご案内

第17期定時株主総会の模様を、当日ご出席されない株主様もご覧いただけるようライブ配信いたします。

配信日時

2021年6月24日（木曜日）午前10時から

※万一何らかの事情によりライブ配信を実施できない場合は、当社ウェブサイトにてご案内いたします。

視聴方法

以下のURLもしくはQRコードからウェブサイトアクセスして
「第17期定時株主総会 ライブ配信」ページからご視聴ください。

<https://www.segasammy.co.jp/japanese/ir/stock/meeting/>



株主総会当日の決議にはご参加いただけません。

議決権は、郵送（書面）又はインターネットにより事前にご行使くださいますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、同封のリーフレットをご参照ください。



インターネットによる事前質問受付のご案内

株主様からの株主総会目的事項に関するご質問をインターネットより受け付けております。

株主の皆様のご関心が特に高いご質問について株主総会当日にご回答させていただく予定であります。

詳細につきましては、同封のリーフレットをご参照ください。

※事前にいただいたご質問に関しては、個別の回答はいたしかねますのでご了承をお願い申し上げます。



「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォン等でも快適にご覧いただけます。

閲覧方法

以下のURLもしくはQRコードから
ウェブサイトアクセスしてご覧ください。

<https://s.srdb.jp/6460/>



Provided by TAKARA Printing



招集ご通知の電子メールによる受取のご案内

電子メールアドレスをご登録いただくと、次回以降の「定時株主総会招集ご通知」をメールでお受け取りいただけます。

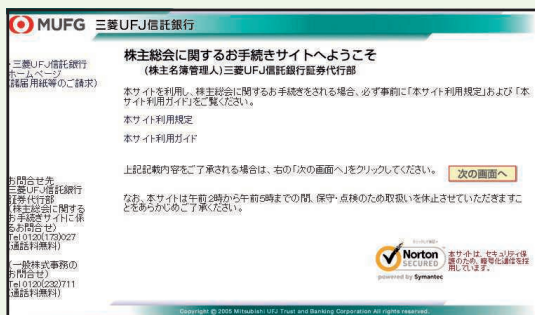
次回以降の「定時株主総会招集ご通知」等の書類を電子メールで受領したい方

▶ お手続きサイト

次回以降の「定時株主総会招集ご通知」等の書類を電子メールで受領することにご同意いただける株主様は、当社株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行㈱の「株主総会に関するお手続きサイト」にてお手続きください。

株主総会に関するお手続きサイトURL

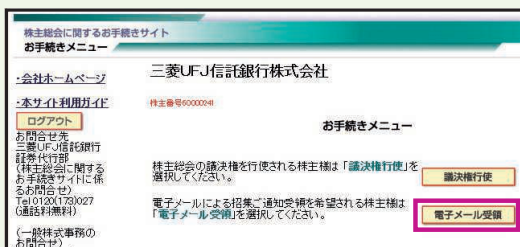
<https://evote.tr.mufig.jp/>



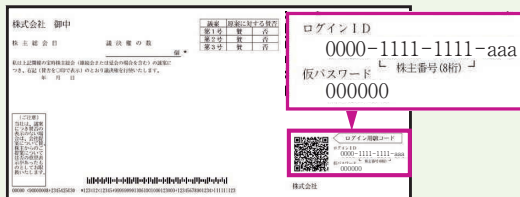
株主総会に関するお手続きサイト

▶ お手続き方法

メールアドレスの登録手続きには、議決権行使書に記載されている「ログインID」と「仮パスワード」(下図参照)が必要となります。ログインしていただいた後、お手続きメニューの「電子メール受領」よりお手続きください。



「電子メール受領」をクリック



議決権行使書

システム・お手続きに関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

当社取締役全員（8名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、当該候補者の指名を行うに当たっての方針と手続につきましては、24ページに記載のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別 年齢	取締役 在任期間	現在の当社における地位及び担当	上場企業の 兼職社数	取締役会 出席状況
1	さと み はじめ 里 見 治 再任	男性 満79歳	16年	代表取締役会長	0社	13/13回 (100%)
2	さと み はる き 里 見 治 紀 再任	男性 満42歳	9年	代表取締役社長グループCEO 秘書室、広報室、グループライセンス本部、 サステナビリティ推進室、経営監査部管掌	0社	13/13回 (100%)
3	ふか ざわ こう いち 深 澤 恒 一 再任	男性 満55歳	6年	取締役専務執行役員グループCFO IR事業本部、経営企画本部、財務経理本部、 ITソリューション本部、人材開発本部管掌	0社	13/13回 (100%)
4	よし ざわ ひで お 吉 澤 秀 男 再任	男性 満56歳	2年	取締役上席執行役員 総務本部、法務知的財産本部、内部統制室管掌	0社	13/13回 (100%)
5	かつ かわ こう へい 勝 川 恒 平 再任 社外 独立	男性 満70歳	5年	取締役	1社	12/13回 (92%)
6	メラニー ブロック 再任 社外 独立 Melanie Brock	女性 満57歳	2年	取締役	0社	13/13回 (100%)
7	むら さき なお こ 村 崎 直 子 新任 社外 独立	女性 満49歳	—	—	1社	—
8	いし ぐろ ふ じ よ 石 黒 不 二 代 新任 社外 独立	女性 満63歳	—	—	3社	—

（注）各候補者の年齢及び取締役在任期間は、本総会終結時のものであります。

候補者
番号

1

さと み はじめ
里見 治

生年月日：1942年1月16日生（満79歳）
性別：男性

再任



所有する当社の株式の数

7,833,638株

取締役在任期間

16年（本総会終結時）

取締役会出席状況

100%（13/13回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 3月 サミー工業(株)（現 サミー(株)）代表取締役社長
2004年 2月 (株)セガ代表取締役会長
2004年 5月 （一社）日本アミューズメントマシン工業協会（現（一社）日本アミューズメント産業協会）会長（現任）
2004年 6月 サミー(株)代表取締役会長CEO
2004年 6月 (株)セガ代表取締役会長兼CEO
2004年 10月 当社代表取締役会長兼社長
2007年 6月 (株)セガ代表取締役社長CEO兼COO
2008年 5月 同社代表取締役会長CEO
2012年 4月 サミー(株)取締役会長
2013年 5月 同社代表取締役会長CEO
2015年 6月 日本電動式遊技機工業協同組合相談役（現任）
2016年 6月 当社代表取締役会長兼社長兼CEO兼COO
2017年 4月 当社代表取締役会長CEO
2017年 4月 サミー(株)代表取締役会長（現任）
2017年 4月 (株)セガホールディングス（現 (株)セガ）取締役名誉会長（現任）
2018年 4月 当社代表取締役会長グループCEO
2018年 4月 フェニックスリゾート(株)取締役相談役（現任）
2021年 4月 当社代表取締役会長（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：0社）

サミー(株)代表取締役会長、(株)セガ取締役名誉会長

取締役候補者とした理由

里見治氏は、当社及びグループ会社の経営者を歴任され、長年にわたりリーダーシップを発揮し、当グループの発展に貢献されてきました。

このような豊富な経験と実績、培われた見識等は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

- （注） 1. 里見治氏及び里見治紀氏が議決権の過半数を所有している(有)エフエスシーと当社とは、保険業務代行等の取引関係がありません。
2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

招集ご通知

P.3

株主総会参考書類

P.9

添付書類

事業報告

P.30

連結計算書類

P.49

計算書類

P.51

監査報告書

P.53

候補者
番号

2

さと み
里見

はる き
治紀

生年月日：1979年1月11日生（満42歳）

性別：男性

再任



所有する当社の株式の数

3,723,161株

取締役在任期間

9年（本総会終結時）

取締役会出席状況

100%（13/13回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年 3月 サミー㈱入社
2005年 1月 ㈱セガ入社
2012年 6月 当社取締役
2012年 6月 ㈱セガ取締役
2014年 4月 サミー㈱取締役
2014年 11月 ㈱セガ代表取締役副社長
2015年 11月 サミー㈱代表取締役副社長
2016年 4月 同社代表取締役社長COO
2016年 6月 当社常務取締役
2017年 4月 当社代表取締役社長COO
2017年 4月 サミー㈱代表取締役社長CEO（現任）
2017年 4月 ㈱セガゲームス（現 ㈱セガ）代表取締役会長CEO（現任）
2018年 4月 当社代表取締役社長グループCOO
2018年 4月 フェニックスリゾート㈱取締役会長（現任）
2021年 4月 当社代表取締役社長グループCEO（現任）
2021年 4月 ㈱サミーネットワークス取締役会長（現任）
2021年 4月 日本電動式遊技機工業協同組合理事（現任）
2021年 4月 （公社）経済同友会幹事（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：0社）

サミー㈱代表取締役社長CEO、㈱セガ代表取締役会長CEO

取締役候補者とした理由

里見治紀氏は、当社及びグループ会社の経営者を歴任され、企業業績の向上に貢献されてきました。現在は当社代表取締役社長に就任し、当グループの最高経営責任者として、リーダーシップを発揮されております。

このような経験と実績、リーダーシップ等は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

- （注） 1. 里見治氏及び里見治紀氏が議決権の過半数を所有している㈱エフエスシーと当社とは、保険業務代行等の取引関係がありません。
2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

3

ふか ざわ
深澤

こう いち
恒一

生年月日：1965年11月2日生（満55歳）
性別：男性

再任

招集ご通知

P.3

株主総会参考書類

P.9

添付書類

事業報告

P.30

連結計算書類

P.49

計算書類

P.51

監査報告書

P.53



所有する当社の株式の数

43,200株

取締役在任期間

6年（本総会終結時）

取締役会出席状況

100%（13/13回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月 ㈱三和銀行（現 ㈱三菱UFJ銀行） 入行
2003年 7月 サミー㈱入社
2003年 8月 同社執行役員 社長室長
2004年 10月 当社執行役員 社長室長
2004年 10月 ㈱セガ執行役員 会長・社長室長
2005年 6月 同社取締役 会長・社長室長
2007年 1月 セガサミーアセット・マネジメント㈱（現 マーザ・アニメーションプラネット㈱）
代表取締役社長
2007年 8月 当社上席執行役員 政策・渉外担当
2008年 5月 ㈱セガ取締役 新規事業本部長
2009年 4月 （公社）経済同友会幹事（現任）
2009年 6月 セガサミービジュアル・エンタテインメント㈱（現 マーザ・アニメーションプラネ
ット㈱）代表取締役社長
2014年 4月 ㈱セガトイズ代表取締役専務
2015年 6月 当社取締役
2016年 6月 当社常務取締役兼CFO
2018年 4月 当社常務取締役グループCFO
2020年 6月 当社取締役 専務執行役員グループCFO（現任）
2021年 4月 サミー㈱取締役（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：0社）

サミー㈱取締役

取締役候補者とした理由

深澤恒一氏は、当社及びグループ会社の経営者として、経営企画部門、管理部門、新規事業部門等幅広い分野の責任者を歴任され、現在は当グループの最高財務責任者を務めるほか、国内の統合型リゾート事業を推進されております。

このような経験と実績等は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

（注） 1. 深澤恒一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

4

よし ざわ
吉澤

ひで お
秀男

生年月日：1964年8月27日生（満56歳）

性別：男性

再任



所有する当社の株式の数

20,000株

取締役在任期間

2年（本総会終結時）

取締役会出席状況

100%（13/13回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月 ㈱日本リース（現 三井住友ファイナンス＆リース㈱）入社
1999年 6月 同社 財務企画部長
2001年 7月 サミー㈱入社
2002年 6月 同社執行役員 社長室副室長
2004年 6月 同社取締役 管理本部長
2004年 10月 同社取締役 コーポレート本部長兼社長室長
2007年 8月 当社上席執行役員
2012年 3月 フェニックスリゾート㈱取締役
2015年 4月 タイヨーエレクトリック㈱代表取締役社長
2016年 4月 ㈱セガホールディングス（現 ㈱セガ）取締役
2016年 6月 同社取締役 コーポレート本部長
2016年 6月 ㈱セガ エンタテインメント（現 ㈱GENDA SEGA Entertainment）取締役（現任）
2016年 6月 Sega Amusements Taiwan Ltd. 監事
2017年 4月 ㈱セガホールディングス（現 ㈱セガ）常務取締役 コーポレート本部長
2017年 6月 ㈱セガゲームス（現 ㈱セガ）監査役
2018年 10月 当社上席執行役員 法務本部長
2019年 6月 当社取締役
2020年 6月 当社取締役 上席執行役員（現任）
2020年 6月 ㈱セガ取締役（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：0社）

㈱セガ取締役

取締役候補者とした理由

吉澤秀男氏は、当社及び当社グループの遊技機事業、エンタテインメントコンテンツ事業、リゾート事業の事業会社の経営者を歴任され、主要事業に関する幅広い知識と豊富な経験を有しております。

このような知識や経験等は、当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

（注） 1. 吉澤秀男氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

5

かつ かわ
勝川

こう へい
恒平

生年月日：1951年1月8日生（満70歳）
性別：男性

再任
社外

独立



所有する当社の株式の数

0株

取締役在任期間

5年（本総会終結時）

取締役会出席状況

92%（12/13回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 4月 ㈱住友銀行（現 ㈱三井住友銀行） 入行
2001年 4月 同行執行役員 大阪第二法人営業本部長
2005年 4月 同行常務執行役員法人部門副責任役員（東日本担当）
2007年 6月 エヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ㈱（現 SMBCベンチャーキャピタル㈱） 代表取締役副社長
2010年 7月 SMBCベンチャーキャピタル㈱代表取締役社長
2014年 4月 銀泉㈱代表取締役社長
2014年 12月 京都大学イノベーションキャピタル㈱社外取締役（現任）
2016年 6月 当社社外取締役（現任）
2016年 6月 銀泉㈱特別顧問
2016年 6月 エレコム㈱社外取締役（現任）
2017年 3月 DXアンテナ㈱取締役（現任）
2021年 1月 銀泉㈱顧問（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：1社）

エレコム㈱社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

勝川恒平氏は、社外取締役として、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。また、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対して、有益なご意見やご指摘をいただけることが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- （注）
1. 勝川恒平氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 勝川恒平氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、当社の独立役員の独立性判断基準につきましては24ページのとおりであります。
 3. 当社は、勝川恒平氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。再任が承認された場合は、責任限定契約を継続する予定であります。
 4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

6

メラニー

ブロック

Melanie Brock

生年月日：1964年4月10日生（満57歳）

性別：女性

再任

社外

独立



所有する当社の株式の数

0株

取締役在任期間

2年（本総会終結時）

取締役会出席状況

100%（13/13回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年11月 西オーストラリア大学人文科学学士課程修了
1990年11月 クイーンズランド大学文学修士課程（日本語会議通訳/翻訳専攻）修了
2003年3月 ㈱AGENDA（現 ㈱Melanie Brock Advisory）代表取締役（現任）
2010年3月 豪日交流基金理事会役員
2010年4月 豪日経済委員会理事役員（現任）
2010年4月 在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所（ANZCCJ）会頭
2010年10月 豪州食肉家畜生産者事業団（MLA）駐日代表
2012年12月 オーストラリアン・ビジネス・アジア（ABA）会長
2016年11月 在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所（ANZCCJ）名誉会頭（現任）
2019年6月 当社社外取締役（現任）
2019年7月 豪日研究センター（AJRC）理事会役員（現任）
2019年10月 豪州政府機関アドバンス・グローバルアンバサダー（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：0社）

㈱Melanie Brock Advisory代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

メラニー・ブロック氏は、社外取締役として、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。また、国際的なビジネスリーダーとしての幅広い経験と豊かな実績から、多様な思考と価値観に基づき、当社の企業統治システムの強化や経営の意思決定の品質を引き上げることが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- （注）
- メラニー・ブロック氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - メラニー・ブロック氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、当社の独立役員の独立性判断基準につきましては24ページのとおりであります。
 - 当社は、メラニー・ブロック氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。再任が承認された場合は、責任限定契約を継続する予定であります。
 - 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

7

むら さき
村崎

なお こ
直子

生年月日：1971年8月18日生（満49歳）
性別：女性

新任
社外

独立



所有する当社の株式の数

0株

取締役在任期間

—

取締役会出席状況

—

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4月 警察庁入庁
2001年 8月 外務省アジア大洋州局北東アジア課
2003年 8月 静岡県警察本部刑事部捜査第二課長
2005年 3月 兵庫県警察本部警備部外事課長
2006年 7月 警察庁警備局外事情報部外事課
2007年 10月 警察庁警備局警備企画課
2008年 4月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド
2010年 4月 クロール・インターナショナル・インク日本支社シニア・ディレクター
2013年 1月 同社アソシエイト・マネージング・ディレクター
2015年 1月 同社日本支社代表
2016年 1月 同社マネージングディレクター兼日本支社代表
2018年 8月 (株)ノブリジア代表取締役社長（現任）
2018年 9月 クロール・インターナショナル・インク日本支社シニア・アドバイザー（現任）
2021年 3月 (株)サンセイランディック社外取締役（現任）
現在に至る

■ 重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：1社）

(株)ノブリジア代表取締役社長、(株)サンセイランディック社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

村崎直子氏は、警察庁、外務省及びリスクコンサルティングファームでの長年の経験を通じて、グローバルでのリスクやガバナンスの分野において高い専門性を有しております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、それらに基づく専門性と知見を活かした監督とアドバイスを行っていただけることが期待されるため、社外取締役として新たに選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 村崎直子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 村崎直子氏は、新任の社外取締役候補者であり、選任が承認された場合は、東京証券取引所に対し、同取引所の定めに基づき独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の独立役員の独立性判断基準につきましては24ページのとおりであります。
3. 村崎直子氏は、新任の社外取締役候補者であり、選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者 番号	8	いし ぐろ 石黒	ふ じ よ 不二代	生年月日：1958年 2 月 1 日生（満63歳） 性別：女性	新任	社外	独立
-----------	---	-------------	--------------	------------------------------------	----	----	----



所有する当社の株式の数

0 株

取締役在任期間

—

取締役会出席状況

—

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 1 月 ブラザー工業(株)入社
1988年 1 月 (株)スワロフスキー・ジャパン入社
1994年 9 月 Alphametrics, Inc.社長
1999年 1 月 Netyear Group, Inc.取締役
1999年 7 月 ネットイヤーグループ(株)取締役
2000年 5 月 同社代表取締役社長（現任）
2013年 6 月 (株)損害保険ジャパン（現 損害保険ジャパン(株)）社外監査役
2014年 3 月 (株)ホットリンク社外取締役
2014年 6 月 マネックスグループ(株)社外取締役（現任）
2015年 6 月 損害保険ジャパン日本興亜(株)（現 損害保険ジャパン(株)）社外取締役（現任）
2021年 5 月 ウイングアーク1st(株)社外取締役（現任）
2021年 6 月 ネットイヤーグループ(株)取締役（予定）
現在に至る

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：3 社）

ネットイヤーグループ(株)代表取締役社長、マネックスグループ(株)社外取締役、ウイングアーク1st(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

石黒不二代氏は、ネットイヤーグループ(株)の創業者として企業経営及びデジタル分野の豊富な知見を備えており、他の上場会社における社外取締役としての経験を有しております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、それらに基づく監督とアドバイスを行っていただけることが期待されるため、社外取締役として新たに選任をお願いするものであります。

- （注） 1. 石黒不二代氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石黒不二代氏は、新任の社外取締役候補者であり、選任が承認された場合は、東京証券取引所に対し、同取引所の定めに基づき独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の独立役員の独立性判断基準につきましても24ページのとおりであります。
3. 石黒不二代氏は、新任の社外取締役候補者であり、選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

当社監査役全員（4名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。なお、当該候補者の指名を行うに当たっての方針と手続につきましては、24ページに記載のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別 年齢	監査役 在任期間	現在の当社における地位	上場企業の 兼職社数	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
1	さか うえ ゆき と 阪 上 行 人 再任	男性 満69歳	7年	監査役	0社	13/13回 (100%)	15/15回 (100%)
2	おお く ぼ かず たか 大久保 和 孝 再任 社外 独立	男性 満48歳	2年	監査役	5社	12/13回 (92%)	15/15回 (100%)
3	きの した しお ね 木 下 潮 音 新任 社外 独立	女性 満61歳	—	—	0社	—	—

(注) 各候補者の年齢及び監査役在任期間は、本総会終結時のものであります。

候補者
番号

1

さか うえ
阪上

ゆき と
行人

生年月日：1951年12月23日生（満69歳）
性別：男性

再任



所有する当社の株式の数

3,100株

監査役在任期間

7年（本総会終結時）

取締役会出席状況

100%（13/13回）

監査役会出席状況

100%（15/15回）

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

2003年 4 月 サミー(株)入社 監査室長
2004年 1 月 同社 管理本部法務部長
2006年 11月 当社 監査役室長
2014年 6 月 当社監査役（現任）
2014年 6 月 (株)セガ常勤監査役
2015年 4 月 (株)セガホールディングス（現 (株)セガ）監査役
2015年 4 月 (株)セガ・インタラクティブ（現 (株)セガ）監査役
2015年 6 月 (株)セガホールディングス（現 (株)セガ）常勤監査役
2015年 6 月 (株)セガゲームス（現 (株)セガ）監査役
2015年 6 月 (株)トムス・エンタテインメント監査役
2015年 6 月 (株)セガ エンタテインメント（現 (株)GENDA SEGA Entertainment）監査役
2015年 6 月 マーザ・アニメーションプラネット(株)監査役
2017年 6 月 (株)アトラス監査役（現任）
2019年 6 月 (株)セガ・ロジスティクスサービス監査役（現任）
2019年 6 月 (株)ダーツライブ監査役（現任）
2020年 4 月 (株)セガ監査役（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：0社）

(株)セガ監査役

監査役候補者とした理由

阪上行人氏は、当社子会社であるサミー(株)に入社以来、法務や監査に関する業務を中心に従事し、当社グループ会社の監査役を歴任され、監査に関する豊富な経験と企業倫理、コーポレートガバナンスに関する見識を備えられており、当社の経営に対して適切な助言と提言が期待できるため、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

- （注） 1. 阪上行人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、阪上行人氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。再任が承認された場合は、責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

2

おお く ぼ
大久保

かず たか
和孝

生年月日：1973年3月22日生（満48歳）
性別：男性

再任
社外

独立



所有する当社の株式の数

0株

監査役在任期間

2年（本総会終結時）

取締役会出席状況

92%（12/13回）

監査役会出席状況

100%（15/15回）

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1995年11月 センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
2003年10月 新日本インテグリティアシュアランス㈱（現 EY新日本サステナビリティ㈱）取締役
2005年2月 同社常務取締役
2006年6月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）パートナー
2012年7月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナー
2016年2月 同法人経営専務理事
2019年6月 ㈱大久保アソシエイツ代表取締役社長（現任）
2019年6月 サンフロンティア不動産㈱社外取締役（現任）
2019年6月 当社社外監査役（現任）
2019年9月 ㈱ブレインパッド社外監査役（現任）
2019年12月 ㈱LIFULL社外取締役（現任）
2020年2月 ㈱サーラコーポレーション社外取締役（現任）
2020年6月 ㈱商工組合中央金庫社外取締役（現任）
2020年6月 武蔵精密工業㈱社外取締役（現任）
2020年11月 ㈱SS Dnaform代表取締役社長（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：5社）

㈱大久保アソシエイツ代表取締役社長、㈱SS Dnaform代表取締役社長、サンフロンティア不動産㈱社外取締役、
㈱LIFULL社外取締役、㈱サーラコーポレーション社外取締役、武蔵精密工業㈱社外取締役、㈱ブレインパッド社外監査役

社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大久保和孝氏は、公認会計士として監査業務を長年に渡り経験され、財務及び会計に関して高い専門性を備えております。また、同氏は社外取締役の経験からガバナンスにおいても豊富な知見を有しており、客観的な立場により当社の経営に適切な指導、監督が期待されることから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

- （注）
1. 大久保和孝氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 大久保和孝氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、当社の独立役員の独立性判断基準につきましては24ページののとおりであります。
 3. 当社は、大久保和孝氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。再任が承認された場合は、責任限定契約を継続する予定であります。
 4. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

3

きの した
木下

しお ね
潮音

生年月日：1959年8月11日生（満61歳）
性別：女性

新任
社外

独立



所有する当社の株式の数

0株

監査役在任期間

—

取締役会出席状況

—

監査役会出席状況

—

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1985年 4月 弁護士登録
1985年 4月 橋本合同法律事務所
1986年 11月 第一芙蓉法律事務所（現任）
2004年 4月 第一東京弁護士会副会長
2010年 4月 東京大学法科大学院客員教授
2011年 6月 スルガ銀行(株)社外監査役
2013年 4月 東京工業大学副学長（現任）
2014年 10月 日本労働法学会理事（現任）
2018年 6月 スルガ銀行(株)社外取締役
現在に至る

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：0社）

第一芙蓉法律事務所 弁護士

社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要

木下潮音氏は、弁護士としての経験に加え、第一東京弁護士会労働法制委員会副委員長を務める等、労働法における高い専門性を備えております。また、社外取締役の経験からガバナンスにおいても豊富な知見を有しており、客観的な立場により当社の経営に適切な指導、監督が期待されることから、社外監査役として新たに選任をお願いするものであります。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 木下潮音氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木下潮音氏が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所に対し、同取引所の定めに基づき独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の独立役員の独立性判断基準につきましては24ページのとおりであります。
3. 木下潮音氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 木下潮音氏が社外監査役、社外取締役役に就任していたスルガ銀行(株)は、金融庁より2018年10月にシェアハウス向け融資及びその他不動産融資に関する不正行為、顧客の利益を害する業務運営、並びにファミリー企業に対する不適切な融資等の問題を指摘され、行政処分（業務の一部停止命令及び業務改善命令）を受けております。同氏は、社外監査役在任時に上記事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令等遵守の視点に立った助言を行い、同社の法令等遵守について注意喚起をしておりました。上記事実の判明後は、社外取締役として、コンプライアンス強化・ガバナンス体制の整備、再発防止策の策定等について適切な措置を講ずることを求める等、その職責を適切に遂行し、同社の信頼回復に努めました。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。また、当該候補者の指名を行うに当たっての方針と手続につきましては、24ページに記載のとおりであります。

候補者	いな おか 稲岡	かず あき 和昭	生年月日：1955年11月29日生（満65歳） 性別：男性	補欠の社外監査役 独立
-----	--------------------	--------------------	----------------------------------	----------------



略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1978年 4月 日本生命保険相互会社入社
1999年 3月 同社 株式部投資調査室長
2000年 5月 ニッセイアセットマネジメント(株) 投資調査部長
2003年 3月 日本生命保険相互会社 総合法人8部 部長
2005年 3月 ニッセイ・キャピタル(株)取締役
2007年 6月 日本マスタートラスト信託銀行(株)常勤監査役
2012年 6月 同社取締役 証券取引執行部長
2018年 6月 サミー(株)常勤監査役（現任）
現在に至る

所有する当社の株式の数

0株

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：0社）

サミー(株)常勤監査役

補欠の社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要

稲岡和昭氏は、長きに渡り金融機関に在籍され、財務及び会計に関する高い見識を有していることから、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できるものと判断し、補欠監査役として選任をお願いするものであります。

- （注）
1. 候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。
 2. 稲岡和昭氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 稲岡和昭氏は、当社の特定関係事業者であるサミー(株)の監査役であります。
 4. 稲岡和昭氏が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所に対し、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
 5. 稲岡和昭氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、稲岡和昭氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
 6. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。稲岡和昭氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に保険契約を更新する予定であります。

【ご参考】

取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補者は、その人格、知見、能力、経験等を総合的に判断して決めることを基本方針としております。独立社外取締役と独立社外監査役により構成される独立諮問委員会は、代表取締役社長から示された取締役・監査役候補者の案を検討し、当該候補者に対しヒアリング等を行い、その評価結果を代表取締役社長に対して意見として提出するものといたします。代表取締役社長はその検討結果を参考として、上記方針に従い取締役・監査役候補者を判断し、取締役会がこれを検討、承認するものとします。独立諮問委員会が取締役・監査役候補者を代表取締役社長に推薦した場合もまた同様といたします。

独立性判断基準

当社の独立社外役員に係る「独立性」の基準は、会社法及び東京証券取引所の規則を遵守することを前提とした規則を定めております。そして、取締役会は、当該独立性基準を充たし、取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外役員候補者として選定いたします。独立性に関する規則の概要は、以下のとおりとしております。

- (a) 独立性の基準に関しては、会社法が定める社外役員の資格要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を基礎とし、「主要な」「多額の」等については、公表されている独立役員選任基準モデル等を参照して定めた基準により判断しております。以下に概要を記載いたします。
 - ・当社において独立社外役員であるというためには、以下各号の何れにも該当してはならないものとします。
 - (1) 当グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者。本号において「主要な」とは、当該取引先が直近事業年度における当該取引先の年間連結売上高の2%相当額以上の支払を当グループから受けたことをいう。
 - (2) 当社の主要な取引先又はその業務執行者。本号において「主要な」とは、当社が直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%相当額以上の支払を受けたことをいう。
 - (3) 当社発行済株式総数の10%以上の株式を保有する主要株主又はその業務執行者。
 - (4) 当グループが発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者又はその業務執行者。
 - (5) 当該社外役員が、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして、当グループから直接受領する報酬（当社役員としての報酬を除く）の額が、過去3年間の平均において1,000万円以上である。
 - (6) 当該社外役員が、業務執行役員を務めている非営利団体に対する当グループからの寄附金等の額が、直近事業年度において1,000万円以上である。
 - (7) 前六号の何れかに、過去1年間に於いて該当していた者。
 - (8) 当該社外役員の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族が、第1号から前号までに定める条件の何れかに合致する者若しくは当グループの業務執行取締役、執行役員、支配人その他の重要な使用人である。本号において「重要な」とは、部長格以上の管理職をいう。
- (b) 当社は、独立役員届出書の属性情報に係る軽微基準を、直近事業年度1ヵ年、当事業年度の開始日から直近の独立役員届出書提出日までの各期間において、「取引」については「取引高1億円未満」、「寄付」については「1,000万円未満」と定めております。

※2021年3月23日付で独立性判断基準を一部改定。

第4号議案

取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年6月21日開催の第15期定時株主総会において年額17億円以内（うち社外取締役分は1億円以内）としてご承認いただいております。また、同総会において、当該報酬額とは別枠で、譲渡制限付株式付与のために当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という）に対して支給する金銭報酬債権の総額及び当社が発行又は処分する当社普通株式の総数をそれぞれ年額3億円以内及び年300,000株以内としてご承認いただいております。今般、当社における役員報酬制度の見直しの一環として、取締役と株主の皆様との長期的利益をより一層一致させること及び当社の中長期的な企業価値向上に向け、2021年5月13日に発表いたしましたセガサミーグループ中期計画（2022年3月期～2024年3月期）（以下、「中期計画」という）と当社の取締役の報酬を連動させるべく、以下の内容のとおり譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という）を改定することにつきご承認をお願いいたします。

本制度は、当社が、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、上記譲渡制限付株式の付与のために対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役にその全額を現物出資財産として給付させることにより、対象取締役に対して当社普通株式を割り当て、かつ、割り当てた株式に一定期間の譲渡制限を付する制度です。

譲渡制限付株式は、具体的には、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件として譲渡制限を解除する株式の数が決定される「勤務継続型譲渡制限付株式」と、当社の取締役等としての勤務期間及び当社の中期計画の業績目標の達成度に応じて譲渡制限を解除する株式の数が決定される「業績連動型譲渡制限付株式」とで構成することとします。

譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、独立社外取締役と独立社外監査役により構成される独立諮問委員会の答申を得て当社取締役会で決定しており、その内容は相当なものであると考えております。また、当社は、2019年5月10日開催の当社取締役会において役員報酬体系の基本方針を定めており、その概要は事業報告に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであります。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役は8名（うち社外取締役4名）となります。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額及び当社が発行又は処分する当社普通株式の総数は、2019年6月21日開催の第15期定時株主総会において承認をいただいた年額3億円以内及び年300,000株（注）以内とし、その1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る当社の取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社の取締役会にて決定されます。

（注）当社が当社普通株式について、本株主総会における決議の日以降を効力発生日とする株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）、株式併合等、1株当たりの株式価値に影響を及ぼし得る行為をする場合、分割比率・併合比率等を勘案のうえ、発行又は処分される当社普通株式の総数の上限を合理的に調整するものといたします。

また、本議案に基づく当社普通株式の発行又は処分は、対象取締役が上記の現物出資に同意していること及び当社との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という）を締結していることを条件として支給するものとします。

なお、本議案が原案どおりに承認可決された場合、当社の執行役員及び当社を除く一部の当社グループ会社取締役及び執行役員（以下、「グループ会社役員等」という）に対しても、本制度と同様の制度を導入いたします。

1. 譲渡制限期間

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、「勤務継続型譲渡制限付株式」については本割当契約により割当てを受けた日より3年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間、「業績連動型譲渡制限付株式」については当社が発表する中期経営計画終了後、最初に到来する当社定時株主総会終結の時までの期間（これらの期間を、以下、「勤務継続型譲渡制限付株式」、「業績連動型譲渡制限付株式」それぞれにつき「譲渡制限期間」という）、割当てを受けた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の一切の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という）。

2. 本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに、当社又は当社の子会社（持株比率50%以上の子会社に限る。以下、当社と併せ総称して、「当社グループ会社」という）の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、その退任につき、任期満了（ただし、「業績連動型譲渡制限付株式」を除く）、定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において下記3の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

3. 譲渡制限の解除

（1）「勤務継続型譲渡制限付株式」

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに、継続して、当社グループ会社の取締役又は執行役員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社グループ会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(2)「業績連動型譲渡制限付株式」

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに、継続して、当社グループ会社の取締役又は執行役員の地位にあったことを条件として、直近事業年度の業績達成度に応じた解除率を適用のうえ、中期計画期間中の在任期間に応じて譲渡制限を解除する数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。ただし、当該対象取締役が、定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社グループ会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合や中期計画期間中に役職位の変更があった場合には業績条件の範囲内において解除する数を合理的に調整するものとする。

4. 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来する時に限る。以下、「組織再編等承認時」という）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社グループ会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任することとなる時には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、組織再編等承認時には譲渡制限が解除された直後の時点（上記の定めに基づく譲渡制限の解除が生じない場合には、当社の取締役会が合理的に定める当該組織再編等の効力発生日に先立つ時点）において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【ご参考：本中期計画における方針】

①配分の決定方針

下記の金銭報酬債権及び割当株式数の範囲内において、中期計画を達成した時点における単年度の固定報酬、単年度業績連動賞与、譲渡制限付株式報酬の割合が概ね1：1：1となるよう、当社の取締役会で決定します。また本中期計画における、勤務継続型譲渡制限付株式と業績連動型譲渡制限付株式の割合は概ね1：3となる予定です。

②金銭報酬債権及び割当株式数の上限

対象者	人数	金銭報酬債権	普通株式
対象取締役	4名（注1）	3億円以内 （従来どおり）	300,000株以内 （従来どおり）
当社執行役員 グループ会社役員等	49名（注2）	7億円以内	700,000株以内

注1：第1号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決された場合の人数

注2：2021年5月1日時点の人数

③条件別概要

	勤務継続型 （従来どおり）	業績連動型 （追加内容）
（1）譲渡制限期間	割当てより3～10年の間で当社の取締役会が定める期間	中期計画終了後の当社定時株主総会まで
（2）解除の基本要件	（1）で定めた期間の勤務継続	（1）で定めた期間の勤務継続及び2024年3月期末ROEの達成度
（3）割当ての基本条件	株式の割当時に対象取締役であること	中期計画初年度の割当日に対象取締役、当社の執行役員又はグループ会社役員等であること

④業績連動条件の詳細

ROE基準 2024年3月期末時点	解除率 対象取締役及び当社の執行役員	解除率（注1） グループ会社役員等
10%以上	100%	80～100%
8%以上 10%未満	50%	30～50%
8%未満	0%	0～25%

注1：グループ会社役員等においては連結ROE基準に加え、各社ごとにKPI（経常利益、ROIC等）を設定し、個別評価のうえ、解除率を決定します。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及び成果

エンタテインメントコンテンツ事業を取り巻く環境としては、コンシューマ分野（前期までのデジタルゲーム分野及びパッケージゲーム分野）におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛による巣ごもり消費の影響や、家庭用ゲーム機における次世代機の発売及びデジタル化の進展により、PCや家庭用ゲーム機でのダウンロード販売が進むとともに、ゲーム需要の高まりが見られました。今後も新たなビジネスモデルやサービスによる収益機会の多様化や、さらには5Gやクラウドといったテクノロジーやインフラの発展に伴い、グローバルでのゲーム市場の活性化や拡大が期待されます。アミューズメント施設・機器市場につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う施設稼働の低下が見られましたが、プライズカテゴリーを中心として徐々に回復傾向にあります。

遊技機業界におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う政府による緊急事態宣言の発出や、各地方自治体による休業要請を受け、第1四半期においては全国のパチンコホールが休業対応を実施いたしました。その影響を受けて旧規則機の撤去期限が延長となったこともあり、特に上半期においてホールの購買意欲の著しい低下が見られました。このような状況下ではあったものの、パチンコ遊技機については新規則機の人気タイトルが複数登場しております。また、パチスロ遊技機についても、新基準機である6.1号機の投入が開始されております。

リゾート業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による旅行の延期や中止のほか、各国の渡航制限等の実施により国内外の旅行需要が低下し、旅行者数が大幅に減少いたしました。政府が2020年7月より開始した『Go Toトラベル事業』のキャンペーン期間中においては国内観光需要の回復が見られましたが、2020年12月に発表された『Go Toトラベル事業』の一時停止の影響や、2021年1月に再度発出された緊急事態宣言に伴い経済活動が制限される等、旅行需要は再び低調に推移しております。なお、『特定複合観光施設区域整備法』にかかる施行令等が2019年4月より順次施行されており、2020年1月にカジノ管理委員会が発足されたほか、2020年10月に政府による基本方針案が公表され、IR区域整備計画の認定申請期間の見直しが行われました。また、2021年1月には一部の地方自治体においてIR事業者の公募であるRFP(Request for Proposal)が開始されました。

このような経営環境のもと、当連結会計年度における売上高は277,748百万円（前期比24.2%減）、営業利益は6,553百万円（前期比76.3%減）、経常利益は1,715百万円（前期比93.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,274百万円（前期比90.7%減）となりました。なお、当連結会計年度において実施した構造改革の取り組みに伴い、固定資産の売却益15,258百万円、投資有価証券の売却益11,266百万円を特別利益に、アミューズメント施設分野及びアミューズメント機器分野における子会社の譲渡や、希望退職者募集に伴う特別退職加算金等による構造改革費用34,191百万円を特別損失に計上しております。また、今後の業績動向を勘案し、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、繰延税金資産を計上し、これに伴い法人税等調整額△12,200百万円を計上いたしました。

売上高	277,748百万円 (前期比 24.2% 減) ↓	営業利益	6,553百万円 (前期比 76.3% 減) ↓
経常利益	1,715百万円 (前期比 93.2% 減) ↓	親会社株主に 帰属する 当期純利益	1,274百万円 (前期比 90.7% 減) ↓

セグメント別の概況は以下のとおりであります。

なお、文中の各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高を含んでおりません。

また、当グループの報告セグメントとして従来「エンタテインメントコンテンツ事業」に含まれていたセガサミークリエイション株式会社の営む事業について、当連結会計年度より「遊技機事業」に変更し、セグメント利益を営業利益から経常利益へ変更しております。当連結会計年度の比較・分析は、変更後のセグメント区分に基づいております。加えて、報告セグメントの記載順を見直しました。

エンタテインメントコンテンツ事業

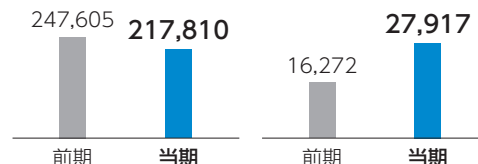
売上高

217,810百万円 前期比 12.0%減

経常利益

27,917百万円 前期比 71.6%増

■ 売上高 (単位：百万円) ■ 経常利益 (単位：百万円)



コンシューマ分野におきましては、フルゲーム（※）については『ペルソナ5 スクランブル ザ ファントム ストライカーズ（欧米版）』、『龍が如く7 光と闇の行方（欧米版）』、『Football Manager 2021』などの新作タイトルを発売したほか、リピート販売が好調に推移し、販売本数は4,177万本（前期は2,857万本の販売）となりました。また、F 2 P（※）については、『Re:ゼロから始める異世界生活 Lost in Memories』や『プロジェクトセカイ カラフルステージ！ feat. 初音ミク』などの新作タイトルに加え、既存タイトルも好調に推移いたしました。

※コンシューマ分野を以下3つのビジネスモデルに区分しております。

フルゲーム (ゲーム本編)	主に家庭用ゲーム機やPC向けのゲーム本編のディスク販売及びダウンロード販売等（追加ダウンロードコンテンツ販売は含まない）。
F 2 P	主にスマートフォンやPC向けの基本プレイ料金無料、アイテム課金制のゲームコンテンツの販売等。
その他	追加ダウンロードコンテンツ販売、他社タイトルの受託販売、開発受託、タイトル譲渡、プラットフォーム向けの一括タイトル提供、ゲームソフト以外の製品の販売等。

アミューズメント機器分野におきましては、UFOキャッチャーシリーズやプライズ等の定番製品を中心に販売いたしました。

アミューズメント施設分野におきましては、構造改革の実施により、アミューズメント施設運営子会社の株式譲渡を2020年12月に実施したことに伴い、第3四半期連結会計期間末に同社を連結の範囲から除外しております。

映像・玩具分野におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により劇場版『名探偵コナン 緋色の弾丸』の公開が延期となりましたが、「名探偵コナン」のTVアニメシリーズの特別総集編となる映画『名探偵コナン 緋色の不在証明』の公開や、映像制作に伴う収入及び配分収入を計上したほか、玩具において『マウスできせかえ！ すみっコぐらしパソコンプラス』等の新製品や定番製品を販売し、堅調に推移いたしました。

なお、第3四半期連結会計期間において営業外収益に計上していた投資有価証券評価益は、当第4四半期連結会計期間の株式売却に伴い投資有価証券売却益として特別利益に計上しております。

以上の結果、売上高は217,810百万円（前期比12.0%減）、経常利益は27,917百万円（前期比71.6%増）となりました。

遊技機事業

売上高

53,198百万円

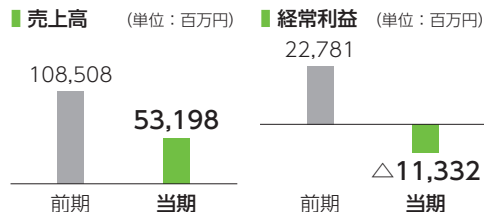
前期比 51.0%減



経常利益

△11,332百万円

前期は経常利益
22,781百万円



パチスロ遊技機におきましては、『パチスロ北斗の拳 宿命』等の販売を行い、35千台の販売（前期は123千台の販売）となりました。パチンコ遊技機におきましては、『P真・北斗無双 第3章』等の販売を行い、69千台の販売（前期は104千台の販売）となりました。

以上の結果、売上高は53,198百万円（前期比51.0%減）、経常損失は11,332百万円（前期は経常利益22,781百万円）となりました。

リゾート事業

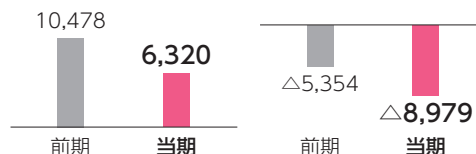
売上高

6,320百万円 前期比 39.7%減

経常利益

△8,979百万円 前期は経常損失 5,354百万円

■ 売上高 (単位: 百万円) ■ 経常利益 (単位: 百万円)



リゾート事業におきましては、『フェニックス・シーガイア・リゾート』において、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、集客数の大幅な落ち込みが見られたことから施設利用者数は前期比65.7%となりました。一方で、『Go Toトラベル事業』のキャンペーン期間中においては個人客の需要が高まり、2020年10月、11月の施設利用者数は前年同月比で110%以上となる等の回復が見られました。また、日本国内におけるIR参入に向けた費用が発生いたしました。

海外におきましては、PARADISE SEGASAMMY Co., Ltd. (当社持分法適用関連会社) が運営する『パラダイスシティ』において、新型コロナウイルス感染症の影響等により、2020年1月～12月のドロップ額 (テーブルにおけるチップ購入額) が前期比で33.8%、カジノ来場者数が前期比45.5%となる等、大幅な落ち込みが見られました。

※PARADISE SEGASAMMY Co., Ltd.は12月決算のため3ヶ月遅れで計上

以上の結果、売上高は6,320百万円 (前期比39.7%減)、経常損失は8,979百万円 (前期は経常損失5,354百万円) となりました。

② 対処すべき課題

エンタテインメントコンテンツ事業を取り巻く環境としては、コンシューマ分野におきまして、ネットワークインフラの普及やゲーム配信プラットフォームの多様化に伴い、ゲーム市場のグローバルでのさらなる成長や、新たなビジネスモデルによる収益機会の創出などに期待が高まっております。このような環境のなか、エンタテインメントコンテンツ事業におきましては、コンシューマ分野を当グループの成長分野として位置づけ、良質なコンテンツの開発及びグローバル展開を推進するにあたっての中長期の成長を見据えた経営資源の集中や、ＩＰの創出・活用によるライブラリの拡充、優秀な人財の確保・育成による開発体制の充実、商品・サービスの長期展開に伴うユーザーエンゲージメント強化等の取り組みが重要な経営課題と考えております。

遊技機業界では、規制環境や市場環境が大きく変化する中、パチンコホール軒数は減少傾向にあるものの、パチンコホールの大型化が進んでおり、一店舗当たりの設置台数は増加しております。一方で、パチンコ・パチスロともに規則改正に対応した遊技機（新規則機）の導入を進めているものの、新型コロナウイルス感染症の影響に伴いパチンコホールにおける購買意欲の低下が見られましたが、パチンコ遊技機については新規則機の人気タイトルが登場しており、パチスロ遊技機については新基準機である6.1号機の投入が開始されております。このような環境のなか、遊技機事業におきましては、規則等に適応し市場ニーズに応える斬新なゲーム性を備えた製品の開発・供給に取り組み、市場販売シェアの維持及び拡大を図る必要があります。また、遊技機の部材リユース等による原価改善や開発等の効率化により、収益性を向上させていくことが経営課題であると考えております。

リゾート事業では、将来的な統合型リゾート事業の本格化に備え、国内におけるリゾート施設や海外における統合型リゾートの開発・運営を通じたノウハウの蓄積を進めております。今後、国内での統合型リゾート事業を実現するにあたっては、地方自治体による事業者選定、国による区域整備計画の認定、ゲーミングライセンスの取得等のプロセスに的確に対応することが経営課題であると考えております。

当グループは、「感動体験を創造し続ける～社会をもっと元気に、カラフルに。～」というミッションを掲げ、持続可能な社会の実現と企業価値向上の実現を目指しております。国際社会の一員であることを強く意識し、様々なステークホルダーとコミュニケーションを図りながら、「良き企業市民」として社会からの倫理的・公共的な期待に応え、社会の持続可能な発展に寄与する価値の提供に取り組んでおります。また、E S G（環境、社会、ガバナンス）及びS D G s（持続可能な開発目標）の観点から以下の5つの重要課題を洗い出し、当グループ全体への浸透と実践に努めております。

- ・ 環境（環境負荷軽減）
- ・ 依存症（依存症低減）
- ・ 人（働きがいの向上、多様性の向上、不平等の排除）
- ・ 製品/サービス（革新的製品の開発、製品/サービス品質の向上、安心・安全な製品提供）
- ・ ガバナンス（コーポレートガバナンスの強化）

③ 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当社は中長期の資金流動性の確保など、グループ全体のセーフティネット機能を目的に、取引金融機関との間で総額78,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度において、契約額を18,000百万円増額しております。

当連結会計年度における資金調達としましては、新型コロナウイルス感染症によるキャッシュ・フローに与える影響を考慮し、当座貸越枠より30,000百万円の短期借入を実施いたしましたが、期末時点では完済しております。

なお、当グループはグループ内資金の有効活用を目的としたキャッシュ・マネジメント・システムを導入しており、当社、株式会社セガグループ、サミー株式会社等の計20社で運用しております。

(2) 設備投資

当グループは、当連結会計年度において、14,504百万円の設備投資を実施いたしました。主な内訳としましては、エンタテインメントコンテンツ事業における設備投資10,471百万円、遊技機事業における設備投資3,336百万円、リゾート事業における設備投資194百万円であります。

(3) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受け

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利・義務の承継

2020年4月1日付で、当社子会社である株式会社セガゲームスは、株式会社セガ・インタラクティブを吸収合併し、同日付で株式会社セガに商号変更しております。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当社の子会社である株式会社セガグループは、2020年12月30日付で、所有する株式会社セガ エンタテインメントの株式を譲渡いたしました。これにより、株式会社セガ エンタテインメントは、連結子会社から除外しております。

また、当社の子会社である株式会社セガは、2021年3月30日付で、所有するSega Amusements International Ltd.の株式を譲渡いたしました。これにより、Sega Amusements International Ltd.は、連結子会社から除外しております。

④ 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第 14 期	第 15 期	第16期	第17期 (当期)
		自2017年4月1日 至2018年3月31日	自2018年4月1日 至2019年3月31日	自2019年4月1日 至2020年3月31日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高	(百万円)	323,664	331,648	366,594	277,748
経常利益	(百万円)	14,578	7,495	25,296	1,715
親会社株主に帰属 する当期純利益	(百万円)	8,930	2,642	13,775	1,274
1株当たり 当期純利益	(円)	38.10	11.27	58.65	5.42
総資産	(百万円)	473,467	464,654	458,268	421,599
純資産	(百万円)	310,456	305,337	296,858	291,256

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づいて算出しております。

⑤ 企業集団の主要な事業セグメント

当グループはエンタテインメントコンテンツ事業、遊技機事業並びにリゾート事業により構成されており、主な事業内容は次のとおりであります。なお、事業セグメントの記載順を見直しております。

事 業 区 分	主 な 事 業 内 容
エンタテインメント コンテンツ事業	フルゲームやF2Pなどのコンシューマゲーム、アミューズメント機器における開発・販売、アミューズメント施設の開発・運営やアニメーション映画の企画・制作・販売及び玩具等の開発・製造・販売
遊技機事業	パチスロ遊技機及びパチンコ遊技機の開発・製造・販売
リゾート事業	統合型リゾート事業やその他施設事業におけるホテルやゴルフ場等の開発・運営

⑥ 企業集団の主要拠点等

(1) 当社の事業所

本社（東京都品川区）

(2) 主要な子会社の事業所

- ・ 株式会社セガグループ
本社（東京都品川区）
- ・ 株式会社セガ
本社（東京都品川区）
- ・ サミー株式会社
本社（東京都品川区）
川越工場（埼玉県川越市）
支店（8支店）

(3) 従業員の状況

従業員数（前期末比増減） 7,535名（1,263名減）

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり出向者を含んでおります。ただし臨時従業員は含まれておりません。
2. 前連結会計年度に比べ、従業員数が1,263名減少しております。主な理由は、株式譲渡に伴うグループ会社の連結範囲からの除外及び希望退職者募集の実施によるものであります。

事業報告

⑦ 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社セガグループ (注)2	44,092百万円	100.0%	セガグループの経営管理及びそれに付帯する業務
サミー株式会社	18,221百万円	100.0%	パチスロ・パチンコ遊技機の開発・製造・販売
株式会社セガ (注)3	100百万円	100.0% (注)1	携帯電話、P C、スマートデバイス及び家庭用ゲーム機向けゲーム関連コンテンツの企画・開発・販売及びアミューズメント機器の開発・販売
株式会社アトラス	10百万円	100.0% (注)1	ゲームソフトウェアの開発
Sega of America, Inc.	110,000千USドル	100.0% (注)1	ゲームソフトウェアの開発管理・販売
Sega Europe Ltd.	10,000千Stgポンド	100.0% (注)1	ゲームソフトウェアの販売
Sega Publishing Europe Ltd.	0千Stgポンド	100.0% (注)1	ゲームソフトウェアの販売
株式会社セガ・ロジスティクスサービス	100百万円	100.0% (注)1	保守サービス・運輸・倉庫業
株式会社ダーツライブ	10百万円	100.0% (注)1	ゲーム機器及びゲームソフトウェアの企画・開発・販売
株式会社セガトイズ	100百万円	100.0% (注)1	玩具の開発・製造・販売
株式会社トムス・エンタテインメント	100百万円	100.0% (注)1	アニメーション映画の企画・制作・販売
マーザ・アニメーションプラネット株式会社	100百万円	100.0% (注)1	コンピュータグラフィックスアニメーションの制作、アニメーション映画の企画・制作、ライセンス事業
株式会社ロデオ	100百万円	100.0% (注)1	パチスロ遊技機の開発・製造・販売
タイヨーエレクトリック株式会社	100百万円	100.0% (注)1	パチスロ・パチンコ遊技機の開発・製造・販売
株式会社サミーネットワークス	100百万円	100.0% (注)1	携帯電話、インターネット等を通じたゲーム・音楽関連コンテンツの企画・制作・販売

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
セガサミークリエーション株式会社	10百万円	100.0%	カジノ機器の開発・製造・販売
フェニックスリゾート株式会社	93百万円	100.0%	ホテル、スパ、ゴルフ場、レストラン、国際会議場等のリゾート施設運営

- (注) 1. 出資比率には間接保有を含んでおります。
2. 株式会社セガグループは、2020年4月1日付で株式会社セガホールディングスから商号変更しております。
3. 株式会社セガは、2020年4月1日付で株式会社セガゲームスから商号変更しております。
4. 前連結会計年度末において連結子会社であった株式会社セガ・インタラクティブは、当連結会計年度に株式会社セガを存続会社とした吸収合併を実施したことに伴い、連結子会社から除外しております。
5. 前連結会計年度末において連結子会社であった株式会社セガ エンタテインメント及びSega Amusements International Ltd.は、当連結会計年度に株式を譲渡したことに伴い、連結子会社から除外しております。

(3) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	帳簿価額の合計額
株式会社セガグループ	東京都品川区西品川1-1-1	118,351百万円
サミー株式会社	東京都品川区西品川1-1-1	153,307百万円

(注) 当社の総資産額は377,789百万円であります。

⑧ 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	17,500百万円
株式会社三菱UFJ銀行	7,000百万円
株式会社みずほ銀行	5,000百万円
株式会社りそな銀行	4,200百万円
株式会社あおぞら銀行	4,000百万円
株式会社横浜銀行	3,640百万円
三井住友信託銀行株式会社	660百万円
合 計	42,000百万円

⑨ 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけており、2021年3月期の剰余金の配当につきましては、直近の業績や将来的な投資及びキャッシュフロー等を総合的に考慮した結果、中間配当は1株当たり10円としており、期末配当は中間配当より10円増額となる1株当たり20円といたしました。

なお、2022年3月期より、株主還元につきましては、事業成長に向けた投資と資本効率向上の最適なバランスを考慮し、総還元性向50%以上を基本方針といたします。配当に関しては、安定的な配当を実現するための指標としてD O E（株主資本配当率）3%以上を配当方針に据え、過去の配当実績も考慮しながら具体的な配当額を決定いたします。また、自社株買いについても株主還元の手段として、業績動向並びに株式市場の動向等を勘案しつつ、機動的に判断してまいります。

⑩ その他企業集団の現況に関する重要事項

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 800,000,000株
- ② 発行済株式の総数 266,229,476株
- ③ 株主数 63,903名
- ④ 上位10名の株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
合同会社HS Company	35,308,000	15.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,314,700	6.51
有限会社エフエスシー	13,682,840	5.82
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	8,380,000	3.56
里見 治	7,833,638	3.33
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	6,271,472	2.66
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG	5,648,300	2.40
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	3,831,676	1.62
里見 治紀	3,723,161	1.58
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	3,606,417	1.53

（注）持株比率は、自己株式（31,142,581株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役（2021年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
里 見 治	代表取締役会長グループCEO	株式会社セガグループ取締役名誉会長、 サミー株式会社代表取締役会長
里 見 治 紀	代表取締役社長グループCOO 秘書室、グループ代表室、広報室、グ ループライセンス本部、インターナ ル・コントロール本部管掌	株式会社セガグループ代表取締役社長CEO、 サミー株式会社代表取締役社長CEO
鶴 見 尚 也	取締役 専務執行役員 リゾート事業本部管掌	
深 澤 恒 一	取締役 専務執行役員グループCFO 財務経理本部、ITソリューション本部、 投資マネジメント部、日本IR事業部管掌	
吉 澤 秀 男	取締役 上席執行役員 総務人事本部、法務知的財産本部、 CSR・SDGs推進室管掌	株式会社セガグループ常務取締役
夏 野 剛	取締役	株式会社KADOKAWA取締役、 株式会社ドワンゴ代表取締役社長、 株式会社ムービーウォーカー代表取締役会長、 トランス・コスモス株式会社社外取締役、 グリー株式会社社外取締役、 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS社外取締役、 日本オラクル株式会社社外取締役
勝 川 恒 平	取締役	エレコム株式会社社外取締役
メラニー・ブロック	取締役	株式会社MelanieBrockAdvisory代表取締役
青 木 茂	常勤監査役	サミー株式会社監査役
阪 上 行 人	監査役	株式会社セガグループ常勤監査役
榎 本 峰 夫	監査役	榎本・松井法律事務所主宰、 株式会社セガグループ監査役、 株式会社シモジマ社外監査役

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
大久保 和 孝	監査役	株式会社大久保アソシエーツ代表取締役社長、株式会社SS Dnaform代表取締役社長、サンフロンティア不動産株式会社社外取締役、株式会社LIFULL社外取締役、株式会社サーラコーポレーション社外取締役、武蔵精密工業株式会社社外取締役、株式会社ブレインパッド社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち夏野剛、勝川恒平、メラニー・ブロックの3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の榎本峰夫、大久保和孝の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役の夏野剛・勝川恒平、監査役の榎本峰夫・大久保和孝の4氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 当社では、スピーディーな経営意思決定、業務執行の監督強化、業務執行機能の強化を目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は13名で構成され、そのうち取締役を兼務する執行役員は、鶴見尚也、深澤恒一、吉澤秀男の3名、取締役を兼務しない執行役員は、常務執行役員 杉野行雄、グループ代表室長 高橋真、ジェネラルカウンシル 中原徹、財務経理本部長兼秘書室長 大脇洋一、オープンイノベーション担当 内海州史、インターナル・コントロール本部長兼CSR・SDGs推進室長 石倉博、総務人事本部長 高橋公一、ITソリューション本部長 加藤貴治、広報室長兼グループライセンス本部長 工藤レイ、リゾート事業本部長 大塚博信の10名であります。
5. 2021年4月1日以降の執行役員は、12名で構成され、そのうち取締役を兼務する執行役員は、鶴見尚也、深澤恒一、吉澤秀男の3名、取締役を兼務しない執行役員は、常務執行役員 杉野行雄、経営企画本部長兼人財開発本部長 高橋真、ジェネラルカウンシル 中原徹、財務経理本部長兼秘書室長 大脇洋一、ITソリューション本部長 加藤貴治、広報室長兼グループライセンス本部長 工藤レイ、IR事業本部長 大塚博信、総務本部長 竹山浩二、サステナビリティ推進室長 一木裕佳の9名であります。
6. 2020年6月24日開催の定時株主総会において、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役として稲岡和昭氏が選任されております。

② 役員の報酬等

(1) 役員の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式
取締役 (うち社外取締役)	10名 (4 名)	591 (46)	591 (46)	— (—)	— (—)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2 名)	38 (20)	38 (20)	— (—)	— (—)
合 計	13名	629	629	—	—

(注) 1. 上記の基本報酬について、当事業年度の経営成績及び構造改革に伴う希望退職の実施に関する経営責任を明確にするために、取締役・執行役員の報酬の減額を決定いたしました。上記の基本報酬にはその減額を反映しております。

(対象者及び減額内容)

代表取締役 : 月額基本報酬の30%

取締役 専務執行役員 : 月額基本報酬の20%

取締役 上席執行役員 : 月額基本報酬の10%

(対象期間)

2020年11月から2021年3月(5ヶ月間)

また、構造改革実施の状況に鑑み、役員賞与の受領辞退の申し出がありましたため、役員賞与の支給はいたしません。なお、当事業年度において譲渡制限付株式報酬は支給しておりません。

2. 当事業年度末現在の人員は、取締役8名(うち社外取締役3名)、監査役4名(うち社外監査役2名)であります。上記の支給人員の内訳が相違しているのは、2020年6月24日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役1名)を含んでおり、また、無報酬の監査役が1名在任しているためであります。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役(社外取締役を除く)の報酬制度については、当グループの企業価値向上及び持続的成長に向けたインセンティブとして機能させることを主眼に置き、かつ透明性・客観性の高い決定プロセスであることを基本方針としております。

取締役の報酬等の額の決定方針については、代表取締役社長より報酬体系や報酬の種類別の算定方法等を独立諮問委員会に示し、独立諮問委員会はこれらの内容について審議・評価を行いその結果を代表取締役社長に意見として提出いたします。代表取締役社長はこれらの意見を参考として報酬額等の決定方針を取締役会に諮り決定いたします。

取締役の報酬等の内容の決定に当たっては、独立諮問委員会が審議・評価を行っており、取締役会としてもその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬体系は、基本方針の観点から、「固定報酬」と「業績連動報酬」として「役員賞与」、「譲渡制限付株式報酬」とで構成しております。

このうち固定報酬は、基本報酬・役割報酬の要素毎に報酬額を定めた報酬テーブルを策定し、これらの各報酬の合計額を月額固定報酬として支給します。

社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、固定報酬（基本報酬のみ）で構成しており、報酬額は取締役会において決定します。

監査役の報酬は、当グループ全体の職務執行に対する監査の職責を担うことから、職責に応じた固定報酬（基本報酬のみ）で構成しており、報酬額は監査役会での協議において決定します。

(3) 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬として「役員賞与」を支給することとしております。役員賞与は、固定報酬に対し、経常利益額の水準・事業計画達成度・対前年成長度の3つの要素から役員賞与月数を定めた賞与テーブルより算出された係数を乗じた役員賞与額を支給します。

※親会社株主に帰属する当期純利益がマイナスとなる場合は、役員賞与を支給しない。

役員賞与算定における評価指標は、本業に持分法による投資損益を含めた事業全体から当グループが経常的に得られる利益である「経常利益」を採用しております。また、公表計画に対する責任を明確にするため「事業計画達成度」を、持続的な成長に対する責任を明確にするため「対前年成長度」を採用しております。

当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績は以下のとおりです。

(単位：億円)

	2020年3月期	2021年3月期		前年比	事業計画比
	実績	事業計画	実績		
売上高	3,665	2,770	2,777	△888	+7
経常利益	252	△200	17	△235	+217

(注) 構造改革実施の状況に鑑み、役員賞与の受領辞退の申し出がありましたため、役員賞与の支給はいたしません。

(4) 非金銭報酬等の内容

譲渡制限付株式報酬制度は、2019年6月21日開催の定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）を対象に、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役（社外取締役を除く）と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に導入することが決議されております。従来の取締役の報酬等の別枠として譲渡制限付株式報酬として年額300百万円以内、また、対象の取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年300,000株以内としております。具体的な支給及び配分については、前事業年度の業績における貢献度等諸般の事項を総合的に勘案した上で、当社の取締役会において決定します。

なお、当事業年度において、譲渡制限付株式報酬は支給しておりません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は以下のとおりです。

- ・ 取締役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の定時株主総会において1,700百万円（うち、社外取締役分100百万円）と決議されております。なお、決議当時の取締役の員数は10名（うち、社外取締役4名）であります。
- ・ 監査役の報酬限度額は、2004年6月25日開催のサミー株式会社定時株主総会及び2004年6月29日開催の株式会社セガ定時株主総会において50百万円と決議されております。なお、決議当時の監査役の員数は4名であります。
- ・ 上記の取締役の報酬額とは別枠で、2019年6月21日開催の定時株主総会において取締役（社外取締役を除く）を対象に譲渡制限付株式報酬制度を導入することとし、その報酬額は年額300百万円以内、付与を受ける当社の株式の総数は年300,000株以内と決議されております。なお、決議当時の対象となる取締役の員数は6名であります。

③ 責任限定契約に関する事項

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間で、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当該定款に基づき当社が各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

（責任限定契約の内容の概要）

会社法第423条第1項の賠償責任について、悪意又は重大な過失があった場合を除き、法令に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする。

④ 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社の一部の子会社並びに関連会社の取締役、監査役及び管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を当社、子会社及び関連会社が全額負担しております。

（役員等賠償責任保険契約の内容の概要）

第三者訴訟、株主代表訴訟、会社訴訟等により、被保険者が負担することになる損害賠償金・防御費用等を当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意または過失に起因して生じた当該損害は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正が損なわれないように措置を講じております。

⑤ 社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	夏 野 剛	当事業年度の取締役会に13回中13回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主に会社経営者としての経営的見識と情報通信分野における高度な専門的見地等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。
社 外 取 締 役	勝 川 恒 平	当事業年度の取締役会に13回中12回（内定時取締役会12回中11回）出席し、主に長年にわたる金融機関での豊富な経験による金融・財務に関する経営的見識等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。
社 外 取 締 役	メラニー・ブロック	当事業年度の取締役会に13回中13回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主に国際的なビジネスリーダーとして幅広い経営的見識等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。
社 外 監 査 役	榎 本 峰 夫	当事業年度の取締役会に13回中12回（内定時取締役会12回中11回）出席し、主に弁護士としての専門的見地及び経営的見識等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。 また、当事業年度の監査役会に15回中14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社 外 監 査 役	大久保 和 孝	当事業年度の取締役会に13回中12回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主に公認会計士としての財務会計並びに内部統制に関する専門的見地及び経営的見識等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。 また、当事業年度の監査役会に15回中15回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(2) 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額	内、子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額	6 名	66百万円	— 百万円

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第17期 (2021年3月31日現在)	科 目	第17期 (2021年3月31日現在)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	276,295	流動負債	59,777
現金及び預金	154,972	支払手形及び買掛金	16,994
受取手形及び売掛金	38,176	未払法人税等	839
有価証券	721	未払費用	15,713
商品及び製品	7,514	賞与引当金	8,372
仕掛品	31,941	役員賞与引当金	732
原材料及び貯蔵品	13,456	ポイント引当金	311
未収還付法人税等	10,365	資産除去債務	105
その他	19,447	その他	16,708
貸倒引当金	△298	固定負債	70,566
固定資産	145,304	社債	10,000
有形固定資産	61,617	長期借入金	42,000
建物及び構築物	28,219	リース債務	4,808
機械装置及び運搬具	1,467	退職給付に係る負債	4,542
アミューズメント施設機器	964	繰延税金負債	778
土地	18,396	資産除去債務	2,933
建設仮勘定	1,239	解体費用引当金	420
その他	11,330	その他	5,083
無形固定資産	14,999	負債合計	130,343
のれん	4,711	(純資産の部)	
その他	10,288	株主資本	294,991
投資その他の資産	68,686	資本金	29,953
投資有価証券	38,323	資本剰余金	118,048
長期貸付金	383	利益剰余金	200,551
敷金及び保証金	8,075	自己株式	△53,561
退職給付に係る資産	4,376	その他の包括利益累計額	△4,231
繰延税金資産	13,272	その他有価証券評価差額金	1,930
その他	4,667	繰延ヘッジ損益	△725
貸倒引当金	△413	土地再評価差額金	△1,109
		為替換算調整勘定	△3,867
		退職給付に係る調整累計額	△459
		非支配株主持分	496
資産合計	421,599	純資産合計	291,256
		負債純資産合計	421,599

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第17期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	
売上高		277,748
売上原価		176,973
売上総利益		100,775
販売費及び一般管理費		94,221
営業利益		6,553
営業外収益		
受取利息	136	
受取配当金	356	
投資事業組合運用益	1,404	
その他	922	2,820
営業外費用		
支払利息	470	
持分法による投資損失	5,662	
支払手数料	97	
投資事業組合運用損	208	
為替差損	487	
固定資産除却損	294	
その他	436	7,657
経常利益		1,715
特別利益		
固定資産売却益	15,258	
投資有価証券売却益	11,266	
その他	2,303	28,828
特別損失		
固定資産売却損	0	
減損損失	3,347	
投資有価証券評価損	0	
新型コロナウイルス感染症による損失	2,822	
構造改革費用	34,191	
その他	27	40,389
税金等調整前当期純損失		9,844
法人税、住民税及び事業税	478	
法人税等調整額	△12,200	△11,722
当期純利益		1,877
非支配株主に帰属する当期純利益		602
親会社株主に帰属する当期純利益		1,274

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第17期 (2021年3月31日現在)	科 目	第17期 (2021年3月31日現在)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	34,499	流動負債	39,875
現金及び預金	24,988	未払金	5,659
売掛金	1,115	未払法人税等	181
有価証券	221	未払費用	1,124
前払費用	759	預り金	32,218
関係会社短期貸付金	2,017	賞与引当金	277
未収入金	2,287	その他	414
その他	3,110	固定負債	54,948
固定資産	343,289	社債	10,000
有形固定資産	8,202	長期借入金	42,000
建物	3,702	資産除去債務	685
構築物	513	退職給付引当金	304
機械及び装置	35	繰延税金負債	407
航空機	2	その他	1,550
車両運搬具	76	負債合計	94,823
工具、器具及び備品	2,465		
土地	1,406	(純資産の部)	
無形固定資産	515	株主資本	282,881
ソフトウェア	360	資本金	29,953
その他	154	資本剰余金	192,179
投資その他の資産	334,571	資本準備金	29,945
投資有価証券	8,800	その他資本剰余金	162,234
関係会社株式	307,066	利益剰余金	114,589
関係会社出資金	1,495	その他利益剰余金	114,589
関係会社長期貸付金	20,502	繰越利益剰余金	114,589
長期貸付金	37	自己株式	△53,839
長期前払費用	41	評価・換算差額等	83
その他	6,290	その他有価証券評価差額金	83
貸倒引当金	△9,662	純資産合計	282,965
資産合計	377,789	負債純資産合計	377,789

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第17期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	
営業収益		
経営指導料	9,099	19,213
シェアードサービス料	3,069	
受取配当金	7,045	
営業費用		
販売費及び一般管理費	13,472	13,472
営業利益		5,741
営業外収益		
受取利息	171	1,836
有価証券利息	23	
受取配当金	237	
投資事業組合運用益	1,127	
固定資産運用収入	103	
その他	172	
営業外費用		
支払利息	529	1,744
社債利息	45	
支払手数料	94	
投資事業組合運用損	187	
貸倒引当金繰入額	621	
その他	266	
経常利益		5,833
特別利益		
固定資産売却益	8	8,910
投資有価証券売却益	8,089	
新株予約権戻入益	812	
特別損失		
減損損失	40	3,052
関係会社株式評価損	2,815	
投資有価証券売却損	11	
新型コロナウイルス感染症による損失	75	
構造改革費用	110	
税引前当期純利益		11,691
法人税、住民税及び事業税	1,568	1,645
法人税等調整額	76	
当期純利益		10,046

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

セガサミーホールディングス株式会社
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福田 秀 敏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 口 男 也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上 野 陽 一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セガサミーホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セガサミーホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

セガサミーホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福田 秀 敏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 口 男 也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上 野 陽 一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セガサミーホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け必要に応じ説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

セガサミーホールディングス株式会社	監査役会
常勤監査役	青 木 茂 ㊟
監 査 役	阪 上 行 人 ㊟
社外監査役	榎 本 峰 夫 ㊟
社外監査役	大久保 和 孝 ㊟

以 上

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal grey lines across its entire width, providing a template for writing or drawing. The margins are consistent on all sides.

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

開催日時 2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

会場 セガサミーグループ本社“GRAND HARBOR” 11階 講堂
[LIGHTHOUSE]

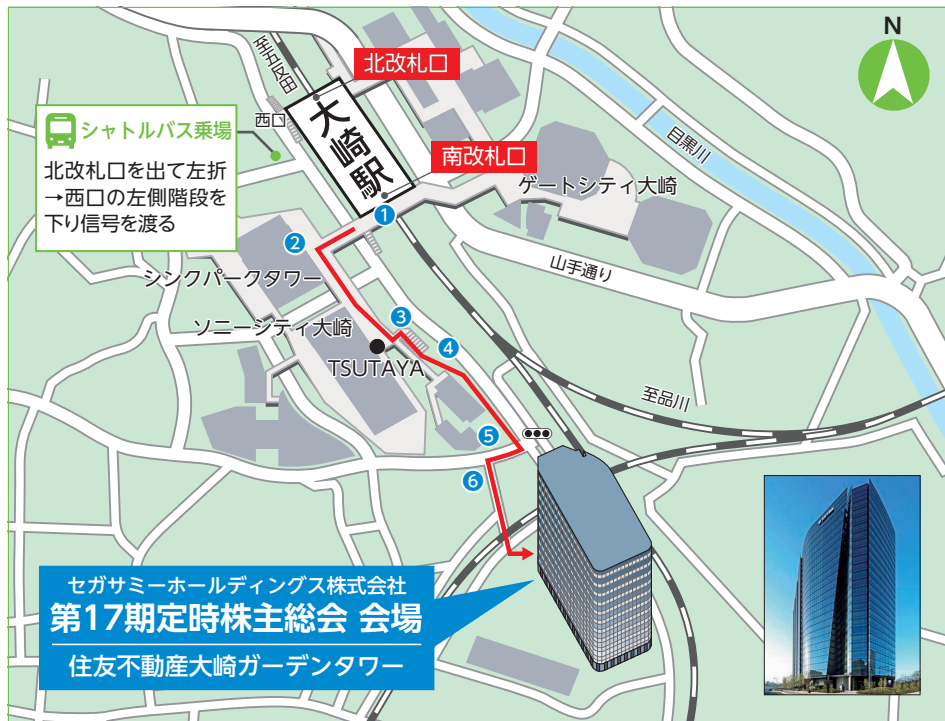
[住所] 東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー
[電話] 03-6864-2400

交通 ●山手線 ●湘南新宿ライン ●埼京線 ●りんかい線 「大崎駅」 から徒歩6分

※大崎駅から会場まで、住友不動産大崎ガーデンタワーの無料シャトルバスが4分間隔（10時以降7分間隔）で運行しております。また、大井町駅、品川駅からもシャトルバスをご利用いただけます。
[バス時刻表・バス停地図]

https://www.segasammy.co.jp/japanese/newoffice/img/bus_time-table.pdf

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



大崎駅から会場までの
徒歩ルート

- 1 南改札口を出て右折
- 2 突き当りを左折
- 3 TSUTAYA横の階段を下りる
- 4 左斜めに進み歩道を直進
- 5 信号を渡り右折
- 6 1つ目の路地を左折

株主総会にご出席の株主様へのお土産及び懇親会のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

